

24監 第 228 号
平成24年12月18日

社団法人 長崎県ほ装協会会長
社団法人 長崎県造園建設業協会会長
社団法人 長崎県港湾漁港建設業協会会長 様
社団法人 日本塗装工業会 長崎県支部長
社団法人 長崎県建設業協会会長
社団法人 長崎県工務店連合会長
社団法人 長崎県下水道建設業協会会長
社団法人 長崎県管工事協会会長
社団法人 長崎県建造物解体工業会会長
社団法人 長崎県中小建設業協会会長

長崎県土木部長

平成25年経営事項審査及び平成26年度長崎県
建設工事入札参加資格審査について（県内業者分）

標記につきましては、例年、ご配慮いただき厚くお礼申し上げます。

平成25年（1月～10月）も、別添要領により実施することといたしましたので、貴
所属業者への周知方よろしく申し上げます。

平成25年の経営事項審査について

公共工事を元請けとして請け負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。民間工事及び下請工事のみを請け負う場合は申請の必要はありません。継続して受ける場合は、有効期間(審査基準日[決算日]から1年7ヶ月間)が切れないよう注意しましょう。

1. 申請時期、申請方法

原則として、平成25年1月4日(金)から平成25年10月31日(木)までに、下記により申請していただくことになります。

※裏面「平成25年の経営事項審査日程表」参照

(1) 平成24年10月31日までに経営事項審査を受けた者

あらかじめ決算期等を考慮して日時等を指定しますので、その指定日に審査を受けてください。

決算事務処理の遅れ等の都合により、指定日以外の日に審査を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに審査日の指定を受けて下さい。(対応可能な範囲での変更になります。)

(2) 平成24年10月31日までに経営事項審査を受けていない者

長崎県土木部監理課に電話連絡し、新たに指定を受けて下さい。

2. 審査対象決算月

平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の決算月

3. 経審の結果通知

経営事項審査の結果通知書の送付は、通常、審査を受けた月の翌月の下旬になります。

4. 各公共団体への入札参加資格申請

長崎県への入札参加資格審査申請は、経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値の請求)と同時に受け付けますので、必ず平成25年10月31日(木)までに審査を済ませてください。

また、他の自治体等の入札参加資格審査申請を行う場合は、それぞれの申請期限や経営事項審査の結果通知までの期間等を考慮した上で、経営事項審査を済ませるよう注意してください。

5. 問い合わせ先

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL 095-894-3015 (直通)

ホームページ <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/>

平成25年の経営事項審査日程表

【長崎会場（長崎・県央・島原管内）】

1 月 : 10日、16日、17日、28日
2 月 : 19日～21日
3 月 : 13日、14日
4 月 : 25日
5 月 : 13日～15日
6 月 : 17日～20日
7 月 : 3日、4日、23日～25日
8 月 : 20日、21日
9 月 : 3日、4日、27日、30日
10月 : 1日、2日、11日、21日～23日、28日～30日

【佐世保会場（県北・田平・大瀬戸管内）】

1 月 : 22日～24日
2 月 : 5日～7日
4 月 : 17日、18日
5 月 : 8日～10日
6 月 : 25日～27日
7 月 : 9日～11日
8 月 : 27日～29日
9 月 : 24日～26日
10月 : 16日～18日

【五島会場（五島管内）】

1月30日、5月16日・17日、9月12日、
10月24日・25日

【上五島会場（上五島管内）】

1月31日、5月21日・22日、9月10日、10月10日

【杓岐会場（杓岐管内）】

1月29日、5月23日・24日、9月18日～20日

【対馬会場（対馬管内）】

1月24日・25日、5月28日・29日、9月5日、
10月3日・4日

※日時の指定を受けていない場合は、必ず表面「1. 申請時期、申請方法」に沿って指定を受けて下さい。

※提出・提示書類等に不備があると審査ができませんので、「経営規模等評価等申請要領」をよく読んで準備をしてください。

平成26年度長崎県建設工事入札参加資格申請における改正点

今までの申請と以下の2点が異なりますので、ご注意ください。

1. 経営事項審査で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれかに未加入（適用除外は除く）がある場合は、長崎県建設工事入札参加申請を行うことができなくなりました。

ただし、平成26年度の長崎県建設工事入札参加申請においては、新制度導入の初年度における緩和措置として、平成25年10月31日までに保険に加入していることを証する書類の提出がある場合には、当該書類と併せて平成26年度長崎県建設工事入札参加申請書を提出することができます。

2. 契約保証金の免除措置について、今までは「契約書の写し2件」を提示していただいてましたが、今回から「履行証明2件」を提示していただくことになります。

「契約書の写し2件」ではなく、「履行証明2件」が必要になります。

具体的には、以下の要件を満たす履行証明2件分の提示が必要となります。

- ① 契約の相手方が国、地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）である建設工事の契約であること（独立行政法人、国立大学法人は対象外）。
- ② 契約締結日が平成24年4月1日以降のものであって、履行完了していること。
- ③ 履行証明とは次の(1)～(3)までのいずれかであること。
 - (1) 契約書の写し及び工事完成確認書の写し
 - (2) 契約書の写し及び発注者が発行した履行証明書（契約締結日、請負金額、工事名、工期、完成年月日、発注者及び受注者等が確認できるもの）の写し
 - (3) 工事竣工内容がコリンスに登載されている場合はその竣工登録データの写し